

# 大阪府介護支援専門員実務研修 教育訓練給付制度のご案内

## ◆教育訓練給付制度とは

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

## ◆実務研修は対象講座です

令和6年10月1日付け「特定一般教育訓練給付」の対象となる講座として指定を受けました。

「特定一般教育訓練給付」は、実務研修修了後、申請により受講費用の40% [上限20万円] が受講者に支給されるものです。

また、研修修了後1年以内に資格取得、就職等をした場合は、受講費用の10% [上限5万円] が追加で支給されます。

## ◆給付条件や手続きについて

教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

※詳しくは、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

**※実務研修の受講開始日の2週間前までに、ハローワークで訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードを作成し、受給資格確認を行うことが必要です。**

試験に合格され、実務研修を受講される方で、受給を希望される方は、速やかに手続きを行うことをお勧めします。

(※第27回実務研修の開始は、2月初旬からとなります。)

## ●厚生労働省HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)